

EPAの更なる活用方策に関する論点整理 (参考資料)

**論点1 EPA介護福祉士候補者の受入れ対象施設の
範囲の拡大について**

EPA介護福祉士候補者の主な受入れ対象施設の範囲について(現状)

対象外 対象施設

EPA介護福祉士候補者

30名

| | | | |
|--------------|---------|--------------------|----------|
| 高 齢 | 入所系 | ①介護老人福祉施設 | |
| | | ②介護老人保健施設 | |
| | | ③介護療養型医療施設 | |
| | | ④地域密着型介護老人福祉施設 | |
| | | ⑤養護老人ホーム | |
| | 居住系 | ⑥認知症対応型共同生活介護 | 併設の場合のみ* |
| | | ⑦特定施設入居者生活介護 | |
| | | ⑧地域密着型特定施設入居者生活介護 | |
| | 短期滞在系 | ⑨短期入所生活介護・短期入所療養介護 | 併設の場合のみ* |
| | 通所系 | ⑩通所介護・通所リハビリテーション | 併設の場合のみ* |
| | 訪問系 | ⑪訪問介護 | |
| | | ⑫訪問入浴介護 | |
| | | ⑬定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | |
| | | ⑭夜間対応型訪問介護 | |
| 医療 (入院機関) | ⑮医療療養病床 | | |
| | ⑯精神病床 | | |
| | ⑰感染症病床 | | |
| | ⑱結核病床 | | |
| | ⑲一般病床 | | |

* 別表第一に掲げる施設と同一の敷地内において一体的に運営されている場合のみ受入れ可

EPA介護福祉士候補者の受入れ施設の要件

受入れ施設となるための要件は、次のとおり。

(参考)【受入れ施設の要件】 ※厚生労働省告示より抜粋

介護福祉士候補者の受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設(定員が30名以上(指定介護療養型医療施設は介護保険の指定を受けた病床数が30床以上)もしくは別表第二に掲げる介護施設(別表第一に掲げる施設と同一の敷地内において、一体的に運営されているものに限る。)であって、次の①から⑥までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- ① 受入れ施設において介護福祉士養成施設の実習施設と同等の体制が整備されていること。
- ② 受入れ施設において介護職員の員数が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。
- ③ 受入れ施設において常勤介護職員の4割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること。
- ④ 受入れ機関において、過去3年間に、経済連携協定の枠組み等による看護師・介護福祉士候補者、EPA看護師又はEPA介護福祉士の受入れについて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがないこと。
- ⑤ 受入れ機関において、過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師・介護福祉士候補者、EPA看護師又はEPA介護福祉士の受入れについて、受入れ機関に義務付けられた報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがないこと。
- ⑥ 受入れ機関において、過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師・介護福祉士候補者、EPA看護師又はEPA介護福祉士の受入れについて、巡回訪問の際に求められた必要な協力を拒んだことがないこと。

【参考】 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針(抄) ※比、越も同様

- 第二 資格取得前の受入れ機関での就労等
- 二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

3 インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上（指定介護療養型医療施設の場合にあっては、介護保険の指定を受けた病床数が三十床以上）のものに限る。以下この3において同じ。）又は別表第二に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。）であって、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。）における実習施設と同等の体制が整備されていること。
- (2) 介護職員の員数（受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過していないインドネシア人介護福祉士候補者、フィリピン人介護福祉士候補者（フィリピン人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するフィリピン人介護福祉士候補者をいう。）及びベトナム人介護福祉士候補者（ベトナム人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するベトナム人介護福祉士候補者をいう。）（日本語能力試験（独立行政法人国際交流基金及び財団法人日本国際教育支援協会（昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）が実施する日本語能力試験をいう。）においてN1又はN2（平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあっては、一級又は二級）に合格した者を除く。）を除く。）が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。
- (3) 常勤の介護職員の四割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること。
- (4) 過去三年間に、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。
- (5) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (6) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

別表第一

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児入所施設
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設
- 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設
- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム

【参考】 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針(抄) ※比、越も同様

別表第二

- 一 児童福祉法に規定する児童発達支援を行う施設
- 二 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター又は老人短期入所施設
- 三 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する認知症対応型通所介護若しくは認知症対応型共同生活介護又は同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設(老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。)
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第四号の事業に相当する事業を行う施設又は地域活動支援センター
- 五 その他第一号から前号までに類する通所サービスを提供する施設

別表第四

- 一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設であって、年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するもの
- 二 医療法に規定する療養病床により構成される病棟又は診療所
- 三 老人福祉法に規定する軽費老人ホーム又は有料老人ホーム
- 四 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)に規定する国内ハンセン病療養所
- 五 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 六 その他入所又は通所サービスを提供する施設

特定施設入居者生活介護の概要

1. 制度の概要

- 特定施設入居者生活介護とは、特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。
 - 特定施設の対象となる施設は以下のとおり。
 - ① 有料老人ホーム ② 軽費老人ホーム(ケアハウス) ③ 養護老人ホーム
- ※「サービス付き高齢者向け住宅」については、「有料老人ホーム」に該当するものは特定施設となる。

2. 人員基準

- 管理者— 1人[兼務可] ○ 生活相談員— 要介護者等:生活相談員=100:1
 - 看護・介護職員— ①要支援者:看護・介護職員=10:1 ②要介護者:看護・介護職員=3:1
- ※ただし看護職員は要介護者等が30人までは1人、30人を超える場合は、50人ごとに1人
- 機能訓練指導員— 1人以上[兼務可] ○ 計画作成担当者— 介護支援専門員1人以上[兼務可]

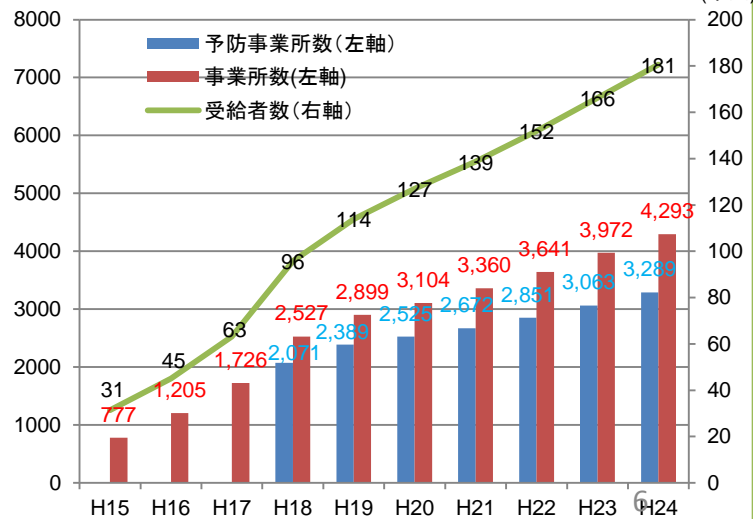
※ただし、要介護者等:計画作成担当者100:1を標準

3. 設備基準

- ① 介護居室:・原則個室・プライバシーの保護に配慮、介護を行える適当な広さ・地階に設けない等
- ② 一時介護室:介護を行うために適当な広さ
- ③ 浴室:身体の不自由な者が入浴するのに適したもの
- ④ 便所:居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備える
- ⑤ 食堂、機能訓練室:機能を十分に発揮し得る適当な広さ
- ⑥ 施設全体:利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造

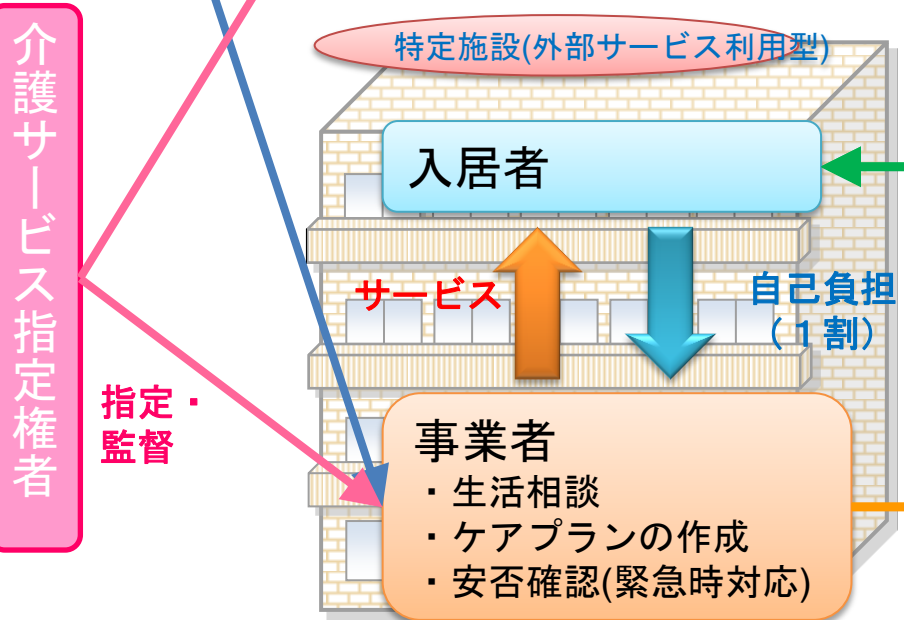
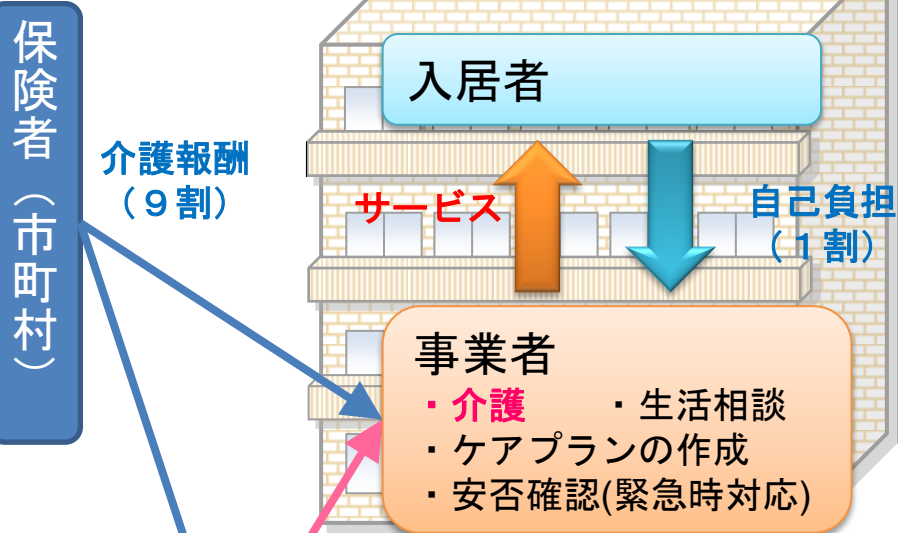
請求事業所・受給者の推移

※各年度末の請求時点(翌年度の4月時点で集計) (千人)



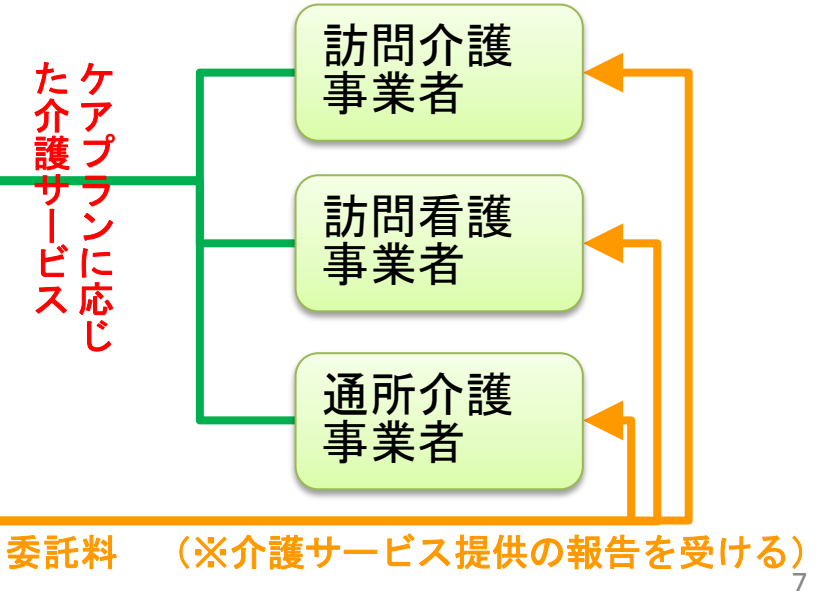
※「事業所数」には地域密着型を含む

特定施設入居者生活介護のイメージ



○一般型と外部サービス利用型の主な違い

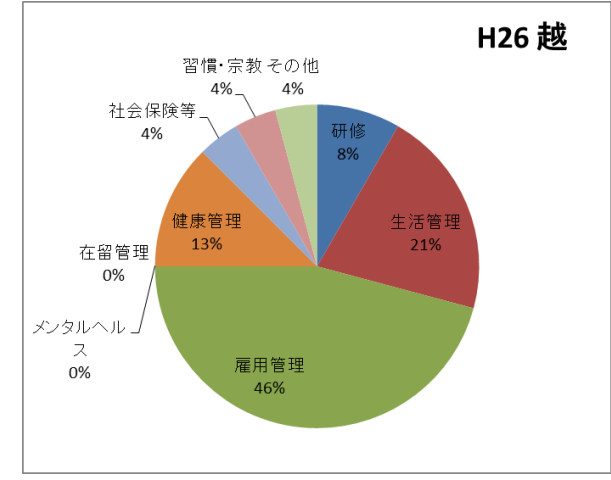
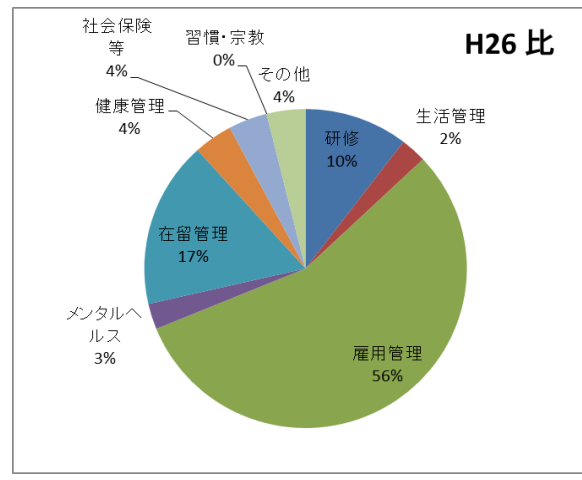
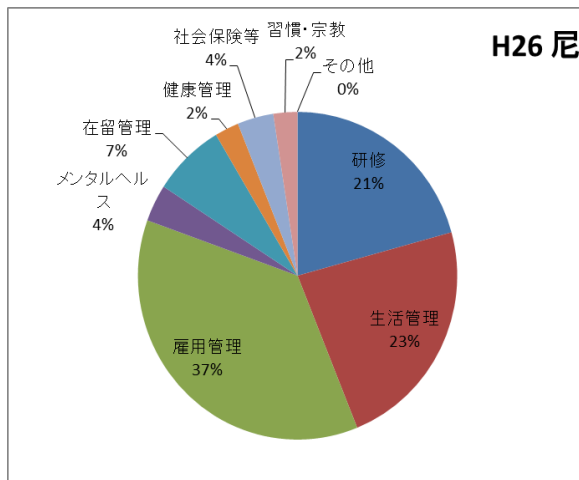
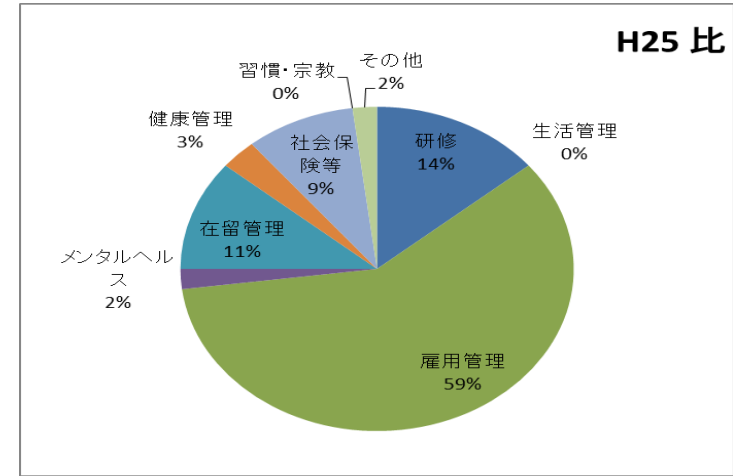
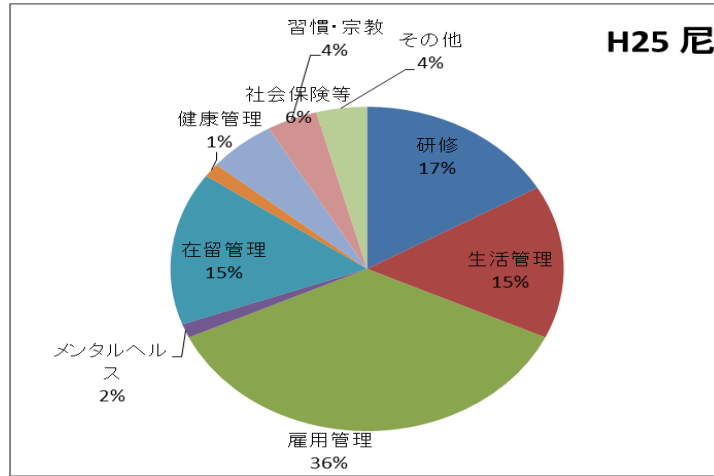
| | 一般型 | 外部サービス利用型 |
|-----------|---|---|
| 報酬の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 包括報酬 ※要介護度別に1日当たりの報酬算定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額報酬(生活相談・安否確認・計画作成) + ・ 出来高報酬(各種居宅サービス) |
| サービス提供の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の従業者による提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託する介護サービス事業者による提供 |



論点2 EPA介護福祉士候補者受入れ人数の下限の見直しについて

(参考)EPA介護福祉士候補者の相談内容について

○メンタルヘルスに関する相談は各国とも各年5%以下となっている。



論点3 EPA介護福祉士の就労範囲の拡大について

EPA介護福祉士の主な受入れ対象施設の範囲について(対処方針案)

対象施設

今回新たに対象にする範囲

EPA介護福祉士

30名

| | | | |
|--------------|---------|--------------------|--|
| 高齢 | 入所系 | ①介護老人福祉施設 | |
| | | ②介護老人保健施設 | サテライト型を含む |
| | | ③介護療養型医療施設 | |
| | | ④地域密着型介護老人福祉施設 | サテライト型 |
| | | ⑤養護老人ホーム | サテライト型 |
| | 居住系 | ⑥認知症対応型共同生活介護 | |
| | | ⑦特定施設入居者生活介護 | |
| | | ⑧地域密着型特定施設入居者生活介護 | サテライト型 |
| | 短期滞在系 | ⑨短期入所生活介護・短期入所療養介護 | |
| | 通所系 | ⑩通所介護・通所リハビリテーション | |
| | 訪問系 | ⑪訪問介護 | ※外国人が要介護者等の居宅を訪問し、介護サービスを提供する場合に人権擁護等の観点から必要な措置を併せて講じることが適当と考えられる。 |
| | | ⑫訪問入浴介護 | |
| | | ⑬定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | |
| | | ⑭夜間対応型訪問介護 | |
| 医療 (入院機関) | ⑮医療療養病床 | | |
| | ⑯精神病床 | | |
| | ⑰感染症病床 | | |
| | ⑱結核病床 | | |
| | ⑲一般病床 | | |